

正誤表

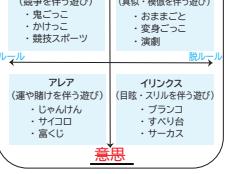
2025年7月25日

教育情報出版

『哲学的な考え方をいかす新・保育原理－保育の未来を考える－』(第1版1刷)の記載内容に誤りがございました。

謹んでお詫び申し上げますとともに、以下に訂正させていただきます。

※ この正誤表は、2024年2月発行の【第1版1刷】に対応しております。

ページ番号	訂正箇所	誤	正
44ページ	本文 1. (2) 上から 6 行目	全国保育士会倫理綱領 ^② では、①子どもの最善の利益、②子どもの発達保障、③保護者との協力、④プライバシーの保護、⑤チームワークと自己評価、⑥利用者の代弁、⑦地域の子育て支援、⑧専門職としての <u>債務</u> の項目について述べられています。	全国保育士会倫理綱領 ^② では、①子どもの最善の利益、②子どもの発達保障、③保護者との協力、④プライバシーの保護、⑤チームワークと自己評価、⑥利用者の代弁、⑦地域の子育て支援、⑧専門職としての <u>責務</u> の項目について述べられています。
66ページ	図3-2 「意思」「脱意思」の位置		
70ページ	本文 4. 下から 2 行目	自由保育と設定保育の特徴を理解し、両者を関連させながら柔軟に保育を実践することが、子どもの <u>主体的性</u> を尊重し、遊びを通して子どもの発達を保障することにつながるのです。	自由保育と設定保育の特徴を理解し、両者を関連させながら柔軟に保育を実践することが、子どもの <u>主体性</u> を尊重し、遊びを通して子どもの発達を保障することにつながるのです。
73ページ	本文 1. (3) 上から 3 行目	網野 (2003) は「家庭における養育を増進し、可能な限り家庭における養育上の問題の発生を予防し、また必要に応じて家庭や両親を援助・支援し、時に <u>保管</u> する役割 ^[1] 」と定義しています。	網野 (2003) は「家庭における養育を増進し、可能な限り家庭における養育上の問題の発生を予防し、また必要に応じて家庭や両親を援助・支援し、時に <u>補完</u> する役割 ^[1] 」と定義しています。
93ページ	表5-1 2008(平成20)年改定のポイント①	①通知から <u>告知</u> となり法的拘束力をもつようになる	①通知から <u>告示</u> となり法的拘束力をもつようになる
9ページ 119ページ	目次 小見出し 2節 1.	1. 1歳 <u>児から3歳児未満</u> の保育	1. 1歳 <u>から3歳未満児</u> の保育
120ページ	本文 1. (2) 上から 2 ~ 3 行目	ただし3歳 <u>児以上</u> のものとは異なり、1歳 <u>児</u> から3歳 <u>児未満児</u> の発達に沿った内容となっています。	ただし3歳 <u>以上児</u> のものとは異なり、1歳 <u>から3歳未満児</u> の発達に沿った内容となっています。
126ページ	本文 1. (1) 下から 2 行目	本節では、3歳 <u>児以上</u> の保育の方向性や基本を具体的な事例を含めて学んでいきます。	本節では、3歳 <u>以上児</u> の保育の方向性や基本を具体的な事例を含めて学んでいきます。
159ページ	図8-5 早期発見 早期対応 右列 2段目 小見出し	<u>【早期】</u> 発見努力義務】	<u>【早期】</u> 発見努力義務】

(下線部分が修正箇所)